

# 堺市立堺高等学校全日制同窓会 会 則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 当会は、堺市立堺高等学校全日制同窓会(以下、同窓会という)と称する。
- 第 2 条 同窓会の事務局は、堺市立堺高等学校全日制(以下、学校という)の課程に置く。  
住所を、大阪府堺市堺区向陵東町一丁目 10 番 1 号とする。
- 第 3 条 同窓会は、学校の発展に寄与するべく後援を行い、会員相互の親睦を図るべく次の事業を行う。
- (1)同窓会総会
  - (2)学校発展の後援に必要な事業
  - (3)会員相互の親睦を図る事業
  - (4)同窓会広報に関する事業
  - (5)その他理事会および役員会で決議した事業

## 第 2 章 会 員

- 第 4 条 同窓会会員は、次の通りとする。
- (1)正会員 学校全日制の課程卒業生のうち、希望する者。
  - (2)特別会員 学校全日制の課程 現旧職員
  - (3)名誉会員 学校発展に貢献し、役員会の推薦を有し総会で承認された者
- 第 5 条 正会員は学校全日制の課程在校生のうち、希望する者が卒業と同時に入会とする。

## 第 3 章 議 決 機 関

- 第 6 条 同窓会は、議決機関として総会および役員会ならびに理事会を開催する。
- 第 7 条 総会は、会長が招集し次の項目を審議する。ただし、開催回数は年に 1 回程度とする。出欠確認の取れない者は、委任されたものとみなす場合がある。
- (1) 決算および事業報告の承認
  - (2) 予算および事業計画の承認
  - (3) その他、同窓会の事業に大きくかかわる事項等の承認
- 第 8 条 総会の決議は、出席者のうち正会員の過半数により決定とする。
- 第 9 条 総会開催にあたり、役員会は次の項目を決議しなければならない。
- (1) 決算(案)および事業報告(案)
  - (2) 予算(案)および事業計画(案)

(3) その他、同窓会の事業に大きくかかわる事項等(案)

第 10 条 役員会は会長が招集し、役員総数の 3 分の 2 以上で成立とする。ただし、委任状を含める。出欠確認の取れない者は、委任されたものとみなす場合がある。役員会は、総会開催に関わらない事項のうち、同窓会運営に関する事項全般を決議する。

第 11 条 役員会の決議は出席者の過半数により決定とする。賛否同数の場合、会長により最終決定とする。

第 12 条 理事会は会長が招集し、役員会開催に向けて次の項目を処理する。

- (1) 役員会提出の議案作成等
- (2) その他必要作業等

## 第 4 章 執 行 機 関

第 13 条 同窓会運営のために会長を執行機関として置き、会を代表し会務を統括させる。補助機関を以下に示す通り置き、同窓会全事業を推進する。各部の業務分掌は、第 14 条に示す。

- (1)副会長 2 名程度を置き、会長有事の際は職務代理させる。会長の指示により、特に困難な案件を担当する場合がある。複数配置の場合、会長は職務代理優先順位を決めること。
- (2)名誉会長 会長に助言する。学校長を推す。
- (3)交流事業部 会員相互の親睦に関する事業を担当する。
- (4)広報事業部 同窓会運営に関する広報および会員に対する情報提供等を担当する。
- (5)財務部 同窓会の財務総括を担当する。
- (6)監査部 同窓会運営の監視を担当する。
- (7)総務部 同窓会庶務を担当する。
- (8)支部 各支部業務を担当する。
- (9)顧問 会長に助言する。学校推薦の者を推す。

第 14 条 各役員の内兼任は原則できないものとする。ただし、やむを得ない場合、以下に掲げる兼任は妨げないが、専任業務に支障がないようにすること。

- (1)会長の職にある者の支部長兼任
- (2)副会長の職にある者の支部長兼任または各部長の兼任
- (3)各部長の職にある者の支部長兼任
- (4)各支部長の職にある者の各部長の兼任

第 15 条 各部の業務分掌を、次の通り定める。

- (1) 交流事業部
  - ①周年事業計画および実施に関すること

- ②周年事業以外の交流事業計画および実施に関する事
- ③周年事業等に関わる連絡体制構築等に関する事
- ④その他交流事業の特命事項に関する事

(2)広報事業部

- ①同窓会運営の広報手段構築に関する事
- ②広報手段の維持管理等に関する事
- ③広報手段の見直しに関する事
- ④その他広報事業の特命事項に関する事

(3)財務部

- ①同窓会収支管理に関する事
- ②独自財源の開拓に関する事
- ③支部財務の総括に関する事
- ④その他財務に関わる特命事項に関する事

(4)監査部

- ①決算報告時の会計監査に関する事
- ②緊急時の監査対応に関する事
- ③その他監査に関わる特命事項に関する事

(5)総務部

- ①議事録作成および管理に関する事
- ②会員名簿管理に関する事
- ③各種通知文書作成および発送ならびに管理に関する事
- ④事務局連携に関する事
- ⑤学校支援要請の受付及び議決機関報告に関する事
- ⑥その他各所管部署に属さない事項に関する事

(6)支部

支部については、支部取扱規定に準じるものとする。

第 16 条 支部を除く部(以下、本部という)には部長を 1 名置き、部業務の総括をさせる。部長の補佐をするものとして次長を若干名を置き、部長有事の際は職務代理させる。

第 17 条 役員会は、次のとおり構成するものとする。記載のないものは役員待遇としない。ただし、補助者としての参加は認める。

- (1)会長 決裁権者で、最終決定権を持つ。
- (2)副会長 会長有事の際は代理決裁権を持つ。
- (3)部長 各種議案の議論をする。補助者をつけてもよい。

第 18 条 役員を選任は次の通りとする。

- (1)会長 正会員より選挙で選出する。新年度開始に影響のない期間で選挙のこと。
- (2)その他役員 会長に任命権を与え、正会員の理事より選出する。ただし、理事で調整がつ

# 堺市立堺高等学校全日制同窓会 会 則

かない場合等は会長が推薦する正会員から選出する場合がある。

第 19 条 役員の任期は 3 年とし、就任年度 4 月 1 日より、最終年度 3 月 31 日までとする。欠員が生じた場合、会長が速やかに後任を指名する。後任は前任の任期を引き継ぐこと。名誉会長および顧問はこの限りでない。問題が生じた場合、前任者に責を負わせる場合がある。

第 20 条 理事は、各学年の組ごとに 1 名程度選出のこと。理事交代の場合、速やかに事務局に届けること。交代理由および交代手法については問わない。理事の任期は特に定めない。

第 21 条 理事は、理事会を構成し運営する。特に正会員間の連絡にあたること。

第 22 条 会長は、役員及び理事の構成に変更があった場合、総会で報告しなければならない。

第 23 条 会長の更迭は、役員過半数の不信任決議をもって行う。役員の更迭は会長の権限とする。ただし、双方理由なきものは認めない。

## 第 5 章 会 計

第 24 条 同窓会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 25 条 年度ごとの決算は、次年度早々に役員会を経て総会に報告し承認を得ること。

第 26 条 正会員は、卒業時に終身会費を納めること。なお、一切の返納は認めない。

第 27 条 同窓会は、運営に賛同する者の寄付等を収入とすることができる。

第 28 条 同窓会は、事業推進のため会員より寄付を募ることができる。

第 29 条 予算執行等の詳細は、会計規定に定める。

## 第 6 章 附 則

この会則は、平成 28 年 11 月 27 日より施工とする。

この会則は、平成 29 年 9 月 16 日より改正施工とする。

この会則は、令和元年 12 月 8 日より改正施工とする。